

1. 「師範学校」の開学

- ① 1872（明治5）年5月師範学校開学を布達
- ② 当初はアメリカの師範学校制度にならう
- ③ 1872年9月に東京神田の旧昌平坂学問所の校舎を利用し、「師範学校」として開校、翌年7月に「東京師範学校」と改称

解説

「師範学校」（東京大学の前身）は旧昌平坂学問所を校地として校長に諸葛信澄^{もろくずのぶずみ}が任命され、大学南校の教師であった米国人スコット（1871年8月に来日）を招聘し、1872年9月に開校した。1873年8月には「東京師範学校」と改称し、スコットはアメリカの師範学校の方法にならって英語で教育学を教授、幕府蘭方医だった坪井玄道が通訳に当たった。当時アメリカの小学校で使用していた教科書・教具・機械などをとりよせ、教場内部もアメリカの小学校と同様にした。この「東京師範学校」は後に東京高等師範学校へと発展する。現在の筑波大学の前身である。

参考文献：『自第一学年至第六学年 東京師範学校沿革一覽』（第一書房、1981年）

資料

今般東京ニ於テ師範学校ヲ開キ候師範学校ハ小学ノ師範タルヘキモノヲ教導スル処ナリ
| 全体人ノ学問ハ身ヲ保ツノ基礎ニシテ順序階級ヲ誤ラス才能技芸ヲ成長スルニアリ
| 依テ益々小学ヲ開キ人々ヲシテ務テ学ニ就カシムルノ御趣旨ニ候処差向小学ノ師範タル
| ヘキ人ヲ養ヒ候義第一之急務ニ有之且外国ニ於テモ師範教育所ノ設ケ有之ニヨリ其
| 意ヲ取り外国教師ヲ雇ヒ彼国小学ノ規則ヲ取テ新ニ我国小学課業ノ順序ヲ定メ彼ノ成
| 法ニ因テ我教則ヲ立テ以テ他日小学師範ノ人ヲ得ント欲ス。今立校ノ規則ヲ定ムル左
| ノ如シ

一 外国人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事

一 生徒二十四人ヲ入レ之ヲ師範学校生徒トスル事

一 別ニ生徒九十人ヲ入レ之ヲ師範学校附小学生徒トスル事

一 教師ト生徒ノ間通弁官一人ヲ置ク事

一 教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外国小学ノ規則ヲ以テスル事

一 二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小学生徒ヲ六組ニ分チ其一組ヲ四人ニテ受持チ外国教師

ヨリ伝習スル処ノ法ニ因リ彼ノ「レットル」ハ我ノ仮名ニ直シ彼ノ「オールド」ハ

我ノ単語ニ改メ其外習字会話口授講義等一切彼ノ成規ニ依リ我ノ教則ヲ斟酌シテ之

ヲ小学生徒ニ授ク右授受ノ間ニ一種良善ナル我小学教則ヲ構成スヘキ事

一 生徒ハ和漢通例ノ書及ヒ粗算術ヲ学ヒ得テ年齢二十歳以上ノ者タルヘシ然レトモ成

丈ケ壯者ヲ選ムヘキ事但試験ノ上入校差許ヘキ事

一 生徒ハ都テ官費タルヘキ事 但二十四人ハ一ヶ月金十円宛九十人ハ一ヶ月金八円宛

ノ事

一 生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セス小学幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事

業トスヘシ故ニ入校ノ節成業ノ上必ス教育ニ従事スヘキ証書ヲ出スヘキ事

一 成業ノ上ハ免許ヲ与フ速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ小学生徒ノ教師トスヘキコト

出典：『学制百年史 記述編・資料編』（文部省帝国地方行政学会、一九七二年）

2. 「学制」公布

- ① 1872（明治5）年8月、明治政府は教育制度の基礎である学制を公布
- ② 近代学校制度が発足、欧米の近代思想に基づく個人主義・実学主義の教育観
- ③ 国民すべてが小学校で就学すべきものと規定

解説

明治政府は「学制」を公布し、小学校設立に特に力を注いだことから、学制実施後全国で急速に小学校が開設された。その母体となったものは近世後期に発達した寺子屋（手習い）や私塾などであった。中学校その他の諸学校も整備されたが、その基盤となったのは藩校などの指導層育成のための学校であった。学制実施当初は寺子屋と大差のない小学校が多かったが、教育内容が整備され、校舎も新築されるなど、近代教育システムが全国的に普及した。

第二十一章

小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ

第四十章

小学教員ハ男女ヲ論セス年齢二〇歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其ノ任ニ当ルコトヲ許サス

出典：「学制」（文部省、一八七二年）国立国会図書館デジタルコレクションより

3. 学区制の導入

- ① 1872（明治5）年8月の学制により導入
- ② 全国を8大学区、256中学区、5万3760小学区に分け、区ごとに各1校設置する計画を規定
- ③ 「学区」は学校設置の基本区画であるとともに、教育行政の単位にもなった

解説

学区制は学制の中で「大中小学区ノ事」として記され、人口約600人に対して小学校を1校、人口約13万人に対し中学校を1校置くことを目標とされた。この学区制はフランスやアメリカがモデルとされた。

参考文献：竹中暉雄『明治五年「学制」通説の再検討』（ナカニシヤ出版、2013年）

資料

大中小学区ノ事

第一章 全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ

第二章 全国ヲ大分シテ八大区トス之ヲ大学区ト称シ每区大学校一所ヲ置ク

第三章 大学区ノ分別左ノ如シ

第一大区

東京府 神奈川県 埼玉県 入間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県 茨城県
群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県 静岡県 計一府十三県東京府ヲ以テ大学本部トス

第二大区

愛知県 額田県 浜松県 犬上県 岐阜県 三重県 度会県
計七県愛知県ヲ以テ大学本部トス

第三大区

石川県 七尾県 新川県 足羽県 敦賀県 筑摩県 計六県石川県ヲ以テ大学本部トス

第四大区

大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 堺県 和歌山県 飾磨県 豊岡県 高知県 名東県
香川県 岡山県 滋賀県 計二府十一県大阪府ヲ以テ大学本部トス

第五大区

広島県 鳥取県 島根県 北條県 小田県 石鉄県 神山県 山口県 浜田県
計九県広島県ヲ以テ大学本部トス

第六大区

長崎県 佐賀県 八代県 白川県 美々津県 都城県 鹿兒島県 小倉県 大分県
福岡県 三潞県 計十一県長崎県ヲ以テ大学本部トス

第七大区

新潟県 柏崎県 置賜県 酒田県 若松県 長野県 相川県
計七県新潟県ヲ以テ大学本部トス

第八大区

青森県 福島県 磐前県 水沢県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県
計八県青森県ヲ以テ大学本部トス 総計三府七十二県

(中略)

第五章 一大学区ヲ分テ三十二中区トシ之ヲ中学区ト称ス区毎ニ中学校一所ヲ置ク全国八大区ニテ其数二百五十六所トス

第六章

一中学区ヲ分テ二百十小区トシ之ヲ小学区ト称ス区毎ニ小学校一所ヲ置ク一大区ニテ其数六千七百二十所全国ニテ五万三千七百六十所トス

(後略)

出典：文部省『学制百年史』資料編（帝国地方行政学会、一九七二年 十二頁）

5. 寺子屋・私塾の師匠や塾生から小学校教員へ

- ① 明治初期の小学校教員は、江戸時代の私塾の教授や塾生、寺子屋の師匠などが多数任用された
- ② 塾生、寺子屋の師匠らは、「授業生雇」や「訓導授業生」の職名で公立小学校の補助教員に任用された
- ③ 「授業生雇」などの職名で小学校の補助教員に任用された元寺子屋や私塾の師匠・塾生たちは、東京府小学教則講習所で現職教員講習を受講

解説

1872（明治5）年の学制公布以後、全国に小学校が開設された。その後も公立小学校は増加し、教員の確保が重要な課題となった。学制では小学校教員任用の条件として師範学校や中学校の卒業を挙げているが、実際には草創期の小学校教員不足を補うために補助教員として寺子屋師匠、私塾の塾主や塾生など江戸時代の教育機関の人材を任用した。

下の資料は、1875（明治8）年、大森学校（現大田区立大森第一小学校）に「授業生雇」として任用された小鹿山璞の学習履歴である。これを見ると、

- (A) 1845（弘化2）～1850（嘉永3）年に加賀藩の町儒者の橘観齋に書道を習う。
- (B) 1852（嘉永5）～1858（安政5）年に加賀藩士の井口嘉一郎に国学、漢学を学ぶ。ここまでは江戸時代の学習履歴である。
- (C) その後、1868（明治元）～1871（明治3）年には石川の数学者村田則重の下での数学修行を経て、1875（明治8）年に大森学校の授業生雇として任用されている。

明治初期の学校現場では、江戸時代の寺子屋や私塾で学んだ者たちが教壇に立ったのである。

参考文献：『東京教育史資料大系』第二巻（東京都立教育研究所、1971年）

資料

（明治八年）

「大森学校（現大田区立大森第一小学校）の
教員履歴」

石川縣貫屬士族 小鹿 山璞
八年二月 三十五年二ヶ月

嘉永五年三月ヨリ安政五年迄七ヶ年國學支
那学爲修業石川縣貫屬士族井口嘉一郎へ從
学、

弘化二年ヨリ嘉永三年迄同縣管下平民橘觀
齋へ從習字修業、

明治元年ヨリ同三年迄同縣士族村田則重へ
從洋算修業明治八年二月十二日大森学校授
業生雇拜命

出典：『東京教育史資料体系』第二巻
（東京都教育研究所、一九七一年）九七九頁

6. 予備教員養成法

- ① 1877（明治10）年3月に小学校教員の需要増加に伴い制定
- ② 東京府に特徴的な教員養成制度

解説

小学校教員の需要増加に伴い、質の良い教員を積極的に採用するために

(A) 他官公立師範学校卒業者

(B) 他府県教員を1年以上務めた者

の中の東京府教員志望者を、東京府師範学校に入学させ、(A)を第一等予備教員、(B)を第二等予備教員として授業法の講習や附属小学校での実習等を課して、実際の採用の適否を判定した。

参考文献：陣内靖彦『東京・師範学校生活史研究』（東京学芸大学出版会、2005年）

資料

文部省直轄師範学校卒業之者及府縣師範学校ニ於テ習業期限一年半或ハ二
年間ノ学科ヲ修メシモノ並ニ公立小学教員ニ一ケ年以上従事セシ者ニシテ府下
小学ノ教員タランコトヲ望ム者ハ先ツ豫備教員トシテ本府師範学校ニ入ラシメ
其授業ノ注意及巧拙等ヲ監別ス其方法左ノ如シ

第一條 豫備教員之ヲ二等ニ分ツテ文部省直轄師範学校及府縣師範学校ニ於テ
卒業セシ者ハ第一等豫備教員トシ一ケ年以上小学教員ニ従事セシ者ハ
第二等豫備教員トス

但府縣師範学校卒業ノ者並ニ教員ニ従事セシ者ハ試験ノ上採用スヘシ
第二條 第一等豫備教員ハ一ケ月金八圓第二等豫備教員ハ一ケ月金四圓ヲ給與
スヘシ

但給與ノ法ハ教員月俸規則ニ據ルヘシ
第三條 本廳定ムル所ノ教則及授業法ニヨリ東京府師範学校附属小學ニ臨マシ
メ實地ニ授業セシムヘシ

（後略）

（※『東京府史料』学校四より）

出典：『創立六十年青山師範学校沿革史』（第一書房、一九八四年）四〇頁

7. 小学校教員免許状授与方心得

- ① 1881 (明治14) 年1月31日、免許状授与制度の基盤整備のための通達
- ② 官立公立師範学校の卒業証書を持たずに小学校教員になろうとする場合、相応の学力検定により教員免許状を付与することに

解説

この心得は1879 (明治12) 年の教育令に基づき定められた、地方に主体性をおく教員検定制度に、国家的基準を示したものである。

資料

教育令第三十八条但書ノ旨趣ニ基キ小学校教員免許状授与方ノ儀ハ別紙心得ニ拠リ且ツ規則ヲ取調ヘ可伺出此旨相達候事
但本省明治十二年十二月第三号達ノ旨趣ニ拠リ学力ヲ証明シタル者ハ其学力左ノ第一条合格ノ学力ト等シキ以上ノ分ニ限り更ニ検定ヲ要セス該条合格ノ免許状ヲ授与シ苦シカラス候事

第一条 官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ小学校教員タラントスル者ニハ初等若クハ中等若クハ高等ノ小学科ヲ教授シ得ルニ足ルノ学力アルヲ検定シタルノ後該等ノ小学科教員免許状ヲ授与スルモノトス

但高等小学科教員免許状ヲ有スル者ハ亦中等若クハ初等ノ小学科教員タルヲ得ヘク中等小学科教員免許状ヲ有スル者ハ亦初等小学科教員タルヲ得ヘキハ勿論タルヘシ
第二条 小学校教員免許状ノ効ヲ有スヘキ年限ハ五箇年ヲ過クヘカラス

第三条 小学校教則ニ変更ヲ生シタルカ為ト教員免許状モ亦変更セサルヲ得スト認ムル場合ニ於テハ前条年限内ト雖モ更ニ其要スル所ノ学力ヲ検定シ免許状ヲ補正スヘシ

第四条 前条ニ合格ノ小学校教員ヲ得難キ地方ニ於テハ一科若クハ教科ヲ教授シ得ル者ヲ合セテ合格教員ニ代用スルヲ許可スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ各自ノ学力ヲ検定シテ一科若クハ数科ノ教授免許状ヲ授与スヘシ

但本文免許状ヲ有スル者ト雖モ教員ト称スヘカラサルハ勿論タルヘシ
第五条 教員ニ非スシテ授業生若クハ助手等ノ名ヲ以テ教員ニ属シ授業ヲ助クル者ノ学力ヲ検定スルト否トハ地方ノ便宜タルヘシ

第六条 小学校教員免許状授与ノ手續等ハ府知事県令ノ意見ヲ以テ適宜取調フヘシ

出典：『文部省布達全書』（文部省、一八八五年）六五頁

8. 府県立師範学校通則

- ① 1883（明治16）年7月6日、師範学校の精神や、教員にふさわしい人物像提示のための通達
- ② 生徒の寄宿費について、学校からの官費支給に加えて府知事、県令の意見によって貸付、自弁も可能に

解説

この通則では、「府県立師範学校」は「忠孝彝倫ノ道」を基本に、管内の小学校教員を養成する所とし、管内の学齢人員に対する入学生徒の割合を1,000人ないし1,500人につき教員1人とし、教員中に少なくとも3人は中学師範学科または大学の卒業証書を有する者を任用すべきと定めた。

また、生徒実地練習用の付属小学校の設置を定め、管内小学校の模範となるようにした。

資料

- 第一條 府県立師範学校ハ教育令第三十三條ニ基キ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ管内小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スヘキモノトス
- 第二條 府県立師範学校ノ教則ハ文部省明治十四年八月第二十九號達師範学校教則大綱ニ拠ルヘキモノトス
- 第三條 府県立師範学校ハ管内学齢人員千人乃至千五百人ニ一人ノ率ニ譽ルノ生徒ヲ養成スルニ足ルヘキ準備ヲナスヘキモノトス
- 第四條 府県立師範学校ハ学校長教諭助教諭訓導及書記ノ職員ヲ置クヘキモノトス
- 第五條 府県立師範学校長ハ品行端正ニシテ学校管理ノ任ニ堪フヘキ学力材幹アル者ヲ任用スヘキモノトス
- 第六條 府県立師範学校ハ教員中少クとも三人ハ中学師範学科ノ卒業証書又ハ大学科ノ卒業証書ヲ有スル者ヲ任用スヘキモノトス
- 第七條 府県立師範学校ハ修身其ノ他諸科ノ教授上必須ノ図書及博物、物理、化学等ノ器械標本類ヲ備フヘキモノトス
- 第八條 府県立師範学校ハ生徒ヲ教授スルニ足ルヘキ教場、物理化学ノ試験室、體操場及寄宿舎、食堂、職員ノ詰所ヲ設クヘキモノトス
- 第九條 府県立師範学校生徒ノ寄宿費ハ学校ヨリ支給スヘキモノトス但本文ノ寄宿費ハ府知事県令ノ意見ヲ以テ生徒ノ全部又ハ一部ニ限り之ヲ貸付シ若クハ自弁セシムルコトヲ得
- 第十條 府県立師範学校ハ生徒実地練習ノ用ニ充ツルニ足ルヘキ附属小学校ヲ設ケ兼テ管内小学校ノ模範トナスヘキモノトス
- 第十一條 府県立師範学校ノ経費トシテ供給スヘキ金額ハ前條々ノ準備ヲ辨スルニ足ルヘキモノトス
- 第十二條 府県立師範学校設置廢止等ノ手續ハ文部省明治十四年一月第四號達府県立師範学校等設置廢止規則ニ拠ルヘキモノトス

出典…太政官文書局『官報』第五号（一八八三年七月六日）

国立国会図書館デジタルコレクションより